

群馬県交通安全対策会議条例

昭和45年10月15日条例第54号

改正：平成17年10月20日条例第73号

最終改正：平成24年4月1日条例第35号

群馬県交通安全対策会議条例をここに公布する。

群馬県交通安全対策会議条例

(趣旨)

第一条 この条例は、交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号。以下「法」という。）第十七条第五項の規定に基づき、群馬県交通安全対策会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第二条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員及び特別委員)

第三条 法第十七条第三項の委員のうち、次の各号に掲げる者の定数は、当該各号に定めるところによる。

一 知事が部内の職員のうちから指名する者 二人以内

二 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する者 三人以内

2 特別委員は、東日本旅客鉄道株式会社、東日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の役員又は職員のうちから、知事が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第四条 会議に、幹事三十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事等)

第五条 前各条に定めるもののほか、会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十日条例第七十三号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年四月一日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。